

水道施設の耐震化状況について

水道施設の耐震機能、耐震性の向上に関する取組について

水道施設は、市民生活に欠かせない重要なライフラインです。地震などの災害時においても給水機能が確保され、断水による市民生活への影響を最小限にとどめることが重要です。

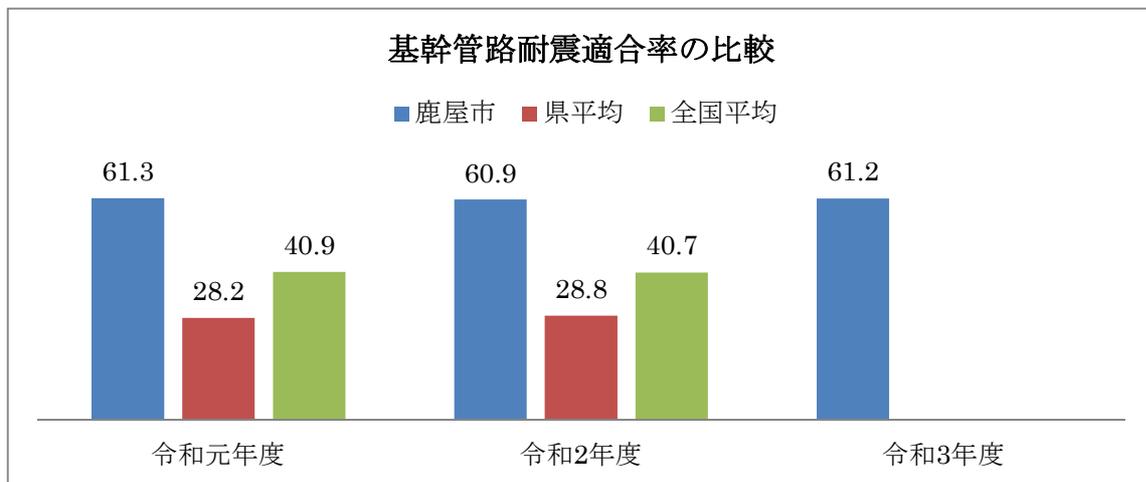
安心・安全な水道水を安定して供給するため、老朽管の布設替えや地震災害に対する耐震化などの施設整備を進めています。

平成23年10月3日に「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、水道事業者が水道の需要者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況を毎年一回以上、情報提供することが義務付けられたことから、鹿屋市水道事業における取組状況についてお知らせします。

◎基幹管路の耐震化状況

鹿屋市水道事業の管路総延長は、令和3年度末時点で1,211Kmあり、基幹管路総延長に対する耐震適合性管の延長及び耐震適合率は下記の表のとおりです。

	基幹管路の総延長 (A)	耐震適合性管の延長 (B)	耐震適合率 (B) / (A)	備考
令和元年度	L=265.5Km	L=162.7Km	61.3%	
令和2年度	L=265.4Km	L=161.5Km	60.9%	
令和3年度	L=266.6Km	L=163.1Km	61.2%	



① 基幹管路の説明及び概略図

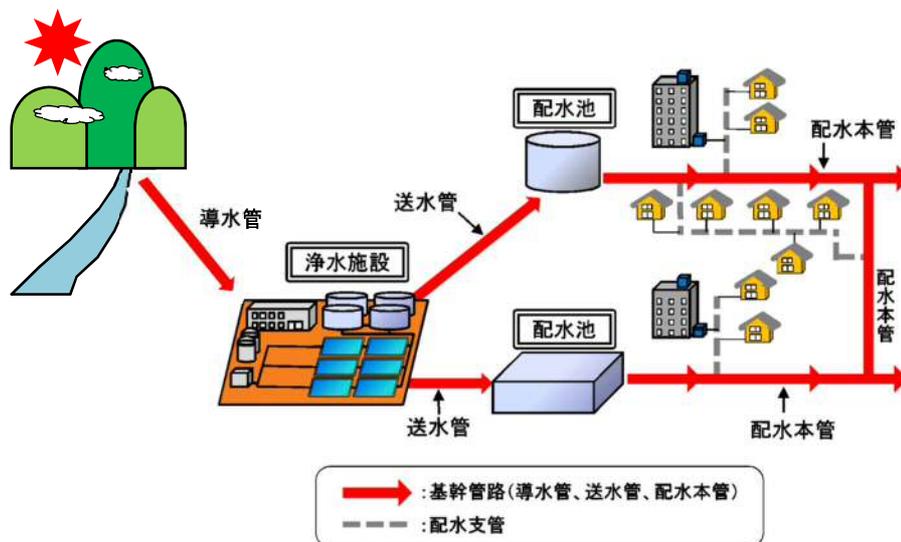
基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管をいう。

○導水管・・・原水を送るための管。

○送水管・・・浄水場から配水池に浄水を送るための管。

○配水本管・・・配水池から給水区域まで浄水を送るための管で、鹿屋市水道事業では
口径が150mm以上の管。

○配水支管・・・配水本管以外の配水管。

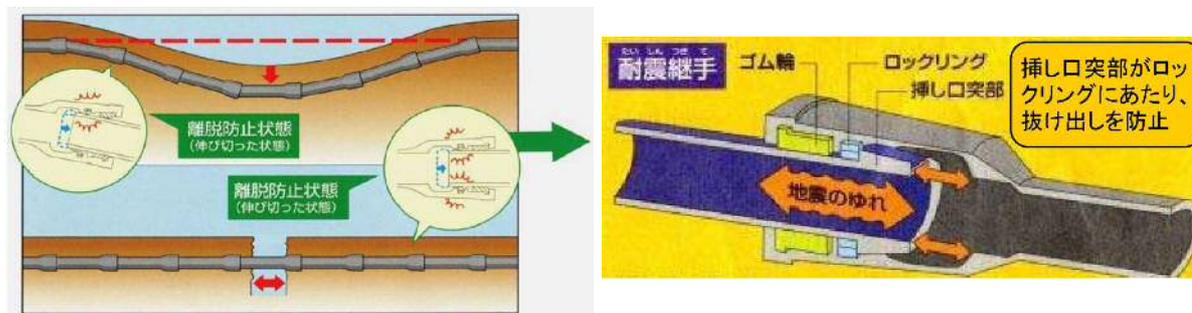


引用先：水道事業における耐震化の状況(平成25年度)資料 厚生労働省

② 耐震管及び耐震適合性管の説明

「耐震管」とは、地震の際でも継手接合部が伸縮性、屈曲性及び離脱防止機能構造となっている管のことをいいます。それに対して、耐震管以外でも地盤の性状で軟弱地盤、液状化しやすい埋立地以外の良質地盤に布設されている管路で、耐震性があると評価できる管等があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性管」と呼んでいます。

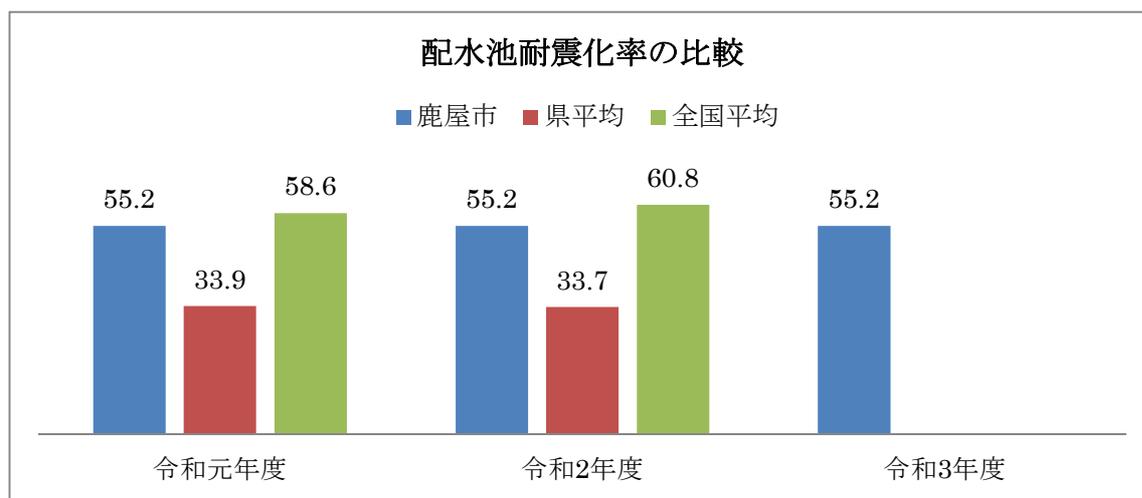
<耐震管の継手構造と性能>



引用先：水道施設耐震化の課題と方策(H20年12月16日)資料 日本水道協会

◎配水池の耐震化状況

	全配水池容量 (A)	耐震化容量 (B)	耐震化率 (B) / (A)	備考
令和元年度	A=28,007m ³	A=15,450m ³	55.2%	
令和2年度	A=28,007m ³	A=15,450m ³	55.2%	
令和3年度	A=28,007m ³	A=15,450m ³	55.2%	



<耐震構造の性能を備えた配水池>



横山配水池 (平成 29 年3月完成)



旭原配水池 (平成 24 年3月完成)